

上尾市立上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

上尾市教育委員会

教 育 長      西 倉      剛

上尾市教育委員会規則第 9 号

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校管理規則（昭和 3 2 年上尾市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 1 項中「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年埼玉県条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第 2 項中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年埼玉県条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 6 条」を「条例第 6 条第 1 項（同条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「週休日」の次に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。